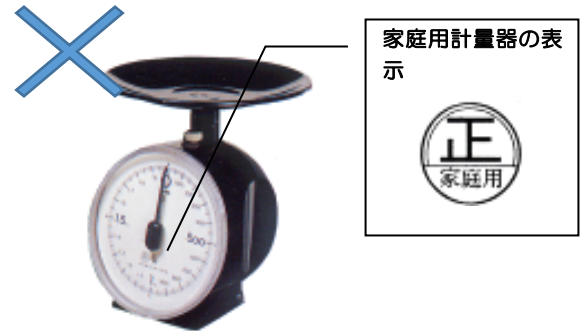
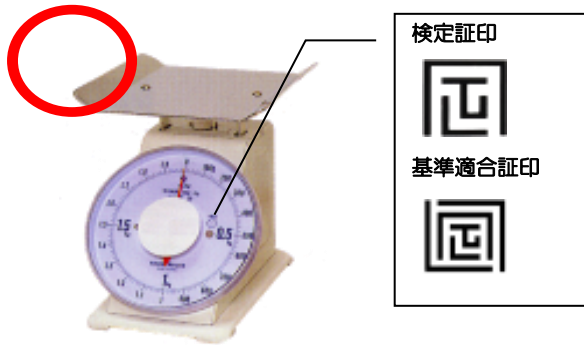


はかりを商売等に使用される皆様へ

計量器

取り引き（主に商売）や証明（健康診断等）には、「検定等証印（検定証印または基準適合証印）」が付された計量器を使用します。（計量法第16条）

※家庭用計量器：取り引きや証明→使用不可



定期検査



（合格ステッカー）

○2年に1度定期検査の受検義務があります。（計量法第19条）
（北海道知事が実施する定期検査または民間業者による代検査）

※合格したはかりにはステッカーが貼られます

※代検査を受ける場合：知事の定期検査日以前の受検が必要

○検定年月（新規購入）から間もないはかりや修理した場合
→定期検査が免除される場合有り（分銅・おもり→免除なし）

使い方

はかりは精密な機械です。検査に合格しても使用環境や使い方が悪ければ正しく計量することはできません。

ご使用の際は次に注意しましょう。

- ①設置場所：風や振動の影響を受けない安定した水平な場所
- ②使用 前：毎回必ず水平・ゼロ点を確認
- ③風袋引き：トレー等を使用する際→差し引く重量を確認